

令和3年6月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和3年6月28日（月）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 講堂2（南庁舎3階）

3 出席委員

農業委員 11名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事

7 議題等

第12号議案 農用地利用計画の変更について

第13号議案 農用地利用集積計画の決定について

報告事項8 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

報告事項9 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会

8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより6月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】

会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、松原圭子委員、松原八壽雄委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第12号議案「農用地利用計画の変更について」が1件、第13号議案「農用地利用集積計画の決定について」が3件でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第12号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>第12号議案「農用地利用計画の変更について」説明をします。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>第12号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
佐藤庸子 委 員	<p>6月26日に、松原八壽雄委員、水野洋子委員と現地を調査しました。</p> <p>申出地は、名鉄瀬戸線の線路の北側、城山ふれあい農園から城山街道を挟んだ南側の一団の農地の一角に位置しています。</p> <p>申出内容は、現状は既に駐車場として利用されており、駐車場のほか道路を遮断しないようにトレーラー等の積み込みの際にも利用しているとのこと。違反転用状態ではありますが、事務局からの説明と併せて判断すると、農用地利用計画の変更理由は妥当であり、本申出はやむを得ないと考えます。</p> <p>よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
若杉 満 委 員	<p>申出地東側のプレハブ倉庫の取扱いはどうなりますか。</p>
事務局	<p>こちらについても、別途是正指導中です。</p>

会 長	他に質問もないようですので、第12号議案「農用地利用計画の変更について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第12号議案について賛成することに決定しました。 続いて、第13号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第13号議案について説明します。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定する「一括管理方式」と呼ばれる方法による権利設定でございます。 内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。案件が3件ございますが、一括で審議をお願いします。 【第13号議案 番号1 番号2 番号3 調書の説明】 なお、権利の設定を受ける者は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。 よろしくご審議をお願いします。
会 長	説明が終わりました。これより質疑に移ります。 第13号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、第13号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第13号議案について賛成することに決定しました。 これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。 報告事項8「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 補佐	<p>それでは、報告事項8について説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で294平方メートル、主な概要は、東大久手町地内で、一般個人住宅です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、6件で1,166.4平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで、一般個人住宅5件、診療所1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>続きまして、報告事項9「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項9について、説明させていただきます。</p> <p>この報告は、農地転用許可書等の添付が無く法務局に登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請が提出された際に、法務局から農業委員会に対して農地の転用事実の有無等についての照会に係るものでございます。</p> <p>それでは、調書の説明に入ります。</p> <p>【調書説明】</p> <p>本件につきましては、昭和62年9月11日付けにて農地法第5条の許可を受けた記録があり、無断転用ではないことが確認できましたので、令和3年6月7日に事務局にて現地調査を行い、現況が非農地である旨を報告しております。</p> <p>今後は、農業委員会からの回答をもとに、法務局の方で地目変更がなされることとなりますので、ご承知おきください。報告は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>農地転用許可が下りたのが昭和62年ですが、何故今更になって申請が出てくるのでしょうか。また、課税はどうなっていますか。</p>
事務局 補佐	<p>工事完了後に地目変更登記をしなかったためと考えられます。また、現況課税なので雑種地課税になっていると思われます。</p>
若杉 満 委 員	<p>農地パトロールの際に、地目が農地であるにもかかわらず現況が農地以外の土地を確認することがありましたが、こういった事例が解消されれば、農地パトロールもやりやすくなり、結果的には良いことだと思います。</p>

事務局	最近では、非農地判断の徹底という国からの通知もあり、非農地化してしまった土地の積極的な解消が求められています。違反転用であれば是正指導が必要ですが、地目未変更の土地への働きかけも必要になってくるかと思えます。
飯沼勝則 委 員	今回の地目変更は、新たに土地を借りる側が、地目が農地のままでは借りられないので、土地所有者に対しきちんと解消してもらおうようお願いしたためだと思います。
水野政起 委 員	地目変更の日付が昭和63年の日付となっていますが、何故ですか。何かの基準日なのでしょう。
事務局	地目変更申請者がその日付で申請しているためであり、工事完了日など何らかの基準日となっていると考えられます。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事 務 局	今月は特にございません。
会 長	それでは、以上もちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は7月28日(水)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。